

千葉県計画段階環境影響評価実施要領

平成26年3月31日制定

平成28年6月1日改正

令和元年7月1日改正

令和2年9月2日改正

令和3年5月20日改正

(対象事業)

第1条 千葉県計画段階環境影響評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第1号アの要領で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ中欄に掲げる事業要件に該当し、かつ、右欄に掲げる事業規模のものとする。

2 要綱第2条第1項第1号イの要領で定める総体としての環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業群は、次に掲げる算式により得た数値が1以上である事業群とする。

算式

$$A / 50 + B / 20 + C / 10 + D$$

算式の符号（面積の単位は、ヘクタールとする。）

A 当該事業群を構成する事業であって、別表第1の6の項から12の項までの中欄に掲げる事業の要件のいずれかに該当し、かつ、それぞれ同表の6の項から12の項までの右欄のア（ア）、（イ）又は（ウ）に該当するもの（要綱第2条第1項第1号アに規定する基本事業であるものを除く。）のその施行区域（同表の11の項及び12の項に掲げる事業にあつては、開発区域。以下この項において同じ。）の面積の合計

B 当該事業群を構成する事業であって、別表第1の6の項から12の項までの中欄に掲げる事業の要件のいずれかに該当し、かつ、それぞれ同表の6の項から12の項までの右欄のイ（ア）又は（イ）に該当するもの（基本事業であるものを除く。）のその施行区域の面積の合計

C 当該事業群を構成する事業であって、別表第1の6の項から12の項までの中欄に掲げる事業の要件のいずれかに該当し、かつ、それぞれ同表の6の項から12の項までの右欄のウ（事業の施行区域に特定区域が含まれる事業に係る部分に限る。）に該当するもの（基本事業であるものを除く。）のその施行区域の面積の合計

D 当該事業群を構成する事業のうち基本事業であるものが含まれる場合には1とし、それ以外の場合には0とする。

3 要綱第2条第1項第1号イの要領で定める事業規模は、5ヘクタール以上とする。

(配慮書の提出)

第2条 要綱第6条に規定による配慮書の提出は、計画段階環境配慮書提出書（様式第1号）に配慮書の正本1部及び副本60部を添付して行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、配慮書の提出部数を変更す

ることができる。

(配慮書についての公告の方法等)

第3条 要綱第7条第1項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を市役所及び各区役所の掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業計画の名称及び種類
- (3) 縦覧の期間、場所及び時間
- (4) 意見書の提出期限及び提出先

(配慮書の写しの縦覧及び公表)

第4条 要綱第7条第1項の規定により配慮書の写しを縦覧に供する場所は、市役所その他の市の施設とする。

- 2 要綱第7条第1項の規定による配慮書の写しの縦覧に当たっては、期間を定めて配慮書の写しを貸し出すことができる。ただし、貸し出すことに支障があると認められる場合には、この限りではない。
- 3 要綱第7条第1項の縦覧期間満了後においても、配慮書の写しを求めに応じて閲覧に供し、又は貸し出すことができる。
- 4 要綱第7条第2項の規定による配慮書の公表は、次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
 - (1) 事業者のウェブサイトに掲載すること。
 - (2) 市のウェブサイトに掲載すること。
 - (3) その他市長が適切と認める方法

(配慮書についての意見書の提出)

第5条 要綱第8条第2項の規定による意見書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
 - (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- 2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由も含めて記載するものとし、書面の送達は、持参、郵便又は宅配便のほか、ファクシミリ又は電子メールの方法によることも可能とする。

(見解書の作成)

第6条 要綱第9条第1項に規定する書類は、見解書(様式第2号)とする。

(見解書についての公告の方法)

第7条 要綱第9条第2項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を市役所及び各区役所の掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業計画の名称及び種類
- (3) 縦覧の期間、場所及び時間

(見解書の写しの縦覧及び公表)

第8条 第4条の規定は、要綱第9条第2項の規定による縦覧及び同条第3項の規定による公表について準用する。この場合において、第4条中「配慮書」とあるのは、「見解書」と読み替えるものとする。

(配慮書についての市長の意見)

第9条 要綱第10条第1項の要領で定める期間は、90日とする。ただし、事業者が要綱第14条の規定による報告又は資料の提出をしない場合その他当該期間内において意見を述べるができない特別な事由がある場合は、その期間を延長することができる。

2 要綱第10条第3項の要領で定める方法は、市のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第1（第1条関係）

事業の種類	事業の要件	事業の規模
1 道路の新設又は改築	<p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道又は独立行政法人日本道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に規定する首都高速道路若しくは道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第12条第1項に規定する指定都市高速道路（以下「首都高速道路等」という。）であるものを除く。）であって、道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの（以下「自動車専用道路」という。）の新設の事業</p>	<p>車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上である道路を設けるもの</p>
	<p>(2) 自動車専用道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が1キロメートル以上であるもの</p>
	<p>(3) 道路法第5条第1項に規定する道路（首都高速道路等又は自動車専用道路であるものを除く。以下「一般国道」という。）の新設の事業</p>	<p>車線の数が4以上であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設けるもの</p>
	<p>(4) 一般国道の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの</p>	<p>車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が3.75キロメートル以上であるもの</p>

	(5) 道路法第7条第1項又は第8条第1項に規定する道路（自動車専用道路又は道路整備特別措置法第12条第1項に規定する指定都市道路であるものを除く。以下「県道等」という。）の新設の事業	車線の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である道路を設けるもの
	(6) 県道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの	車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が5キロメートル以上であるもの
	(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号の農業用道路（以下「農道」という。）の新設の事業	車線に相当するもの（以下「車線相当部」という。）の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である農道を設けるもの
	(8) 農道の改築の事業であって、農道の区域を変更して車線相当部の数を増加させるもの	車線相当部の数の増加に係る部分（改築後の車線相当部の数が4以上であるものに限る。）の長さが5キロメートル以上であるもの
	(9) 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号の林道（以下「林道」という。）の開設の事業	幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である林道を設けるもの
	(10) 林道の改良の事業であって、林道の幅員を拡大させるもの	幅員の拡大に係る部分（改良後の幅員が6.5メートル以上であるものに限る。）の長さが5キロメートル以上であるもの
2 鉄道又は軌道の建設又は改良	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道、同法附則第6項第1号に規定する新幹線鉄道規格新線及び同項第2号に規定する新幹線鉄道直通線を除	長さが2.5キロメートル以上である鉄道を設けるもの

	く。以下「普通鉄道」という。)の建設の事業	
	(2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「鉄道施設の改良」という。)の事業	改良に係る部分の長さが2.5キロメートル以上であるもの
	(3) 鉄道事業法による鉄道(懸垂式鉄道及び跨座式鉄道であって、軌道桁が1本であるものに限る。以下「モノレール」という。)の建設の事業	長さが2.5キロメートル以上であるモノレールを設けるもの
	(4) モノレールに係る鉄道施設の改良の事業	改良に係る部分の長さが2.5キロメートル以上であるもの
	(5) 軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(普通鉄道又はモノレールの構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。)の建設の事業	長さが2.5キロメートル以上である軌道を設けるもの
	(6) 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「線路の改良」という。)の事業	改良に係る部分の長さが2.5キロメートル以上であるもの
3 発電用電気工作物の設置又は変更	(1) 火力発電所(地熱を利用するものを除く。以下同じ。)の設置の工事業	出力が112,500キロワット以上であるもの
	(2) 火力発電所の変更の工事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(3) 太陽電池発電所の設置の工事業	太陽電池発電所の用に供される区域(調整池、道路等を含む。以下「太陽電池発電所等区域」という。)の面積が10ヘクタール以上であるもの。
	(4) 太陽電池発電所の変更の工事業	太陽電池発電所等区域の面積が10

	事業	ヘクタール以上である発電設備の新設を伴うもの。
	(5) 風力発電所の設置の工事の事業	出力が7,500キロワット以上であるもの
	(6) 風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
4 廃棄物最終処分場の設置又は変更	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業	ア 埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が4ヘクタール以上であるもの（イに該当するものを除く。） イ 埋立処分場所に特定区域が含まれる事業であって、埋立処分場所の面積が2ヘクタール以上であるもの
	(2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業	ア 埋立処分場所の面積が2ヘクタール以上増加し、かつ、増加後の埋立処分場所の面積が4ヘクタール以上であるもの（イに該当するものを除く。）
		イ 埋め立て処分に特定区域が含まれる事業であって、埋立処分場所の面積が1ヘクタール以上増加し、かつ、増加後の埋立処分場所の面積が2ヘクタール以上であるもの
5 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立て又は干拓に係る区域の面積が40ヘクタール以上であるもの
6 土地区画整理事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業	ア 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの (ア) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内において実施される事業 (イ) 市街化区域及びこれと接続する都市計画法第7条第1項に規

		<p>定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）において一体として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>（ウ）市街化調整区域内において実施される事業であって、その施行区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>（ア）市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業（アの（イ）に該当する事業を除く。）</p> <p>（イ）市街化調整区域内において実施される事業（アの（ウ）に該当する事業を除く。）</p> <p>ウ 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業であって、その施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
<p>7 新住宅市街地開発事業</p>	<p>新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>（ア）市街化区域内において実施される事業</p> <p>（イ）市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>（ウ）市街化調整区域内において実施される事業であって、その施行区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>（ア）市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業（アの</p>

		<p>(イ) に該当する事業を除く。)</p> <p>(イ) 市街化調整区域内において実施される事業 (アの(ウ) に該当する事業を除く。)</p> <p>ウ 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業であって、その施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
8 工業団地造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年法律第98号)第2条第6項に規定する工業団地造成事業である事業	<p>ア 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域内において実施される事業</p> <p>(イ) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>(ウ) 市街化調整区域内において実施される事業であって、その施行区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業 (アの(イ) に該当する事業を除く。)</p> <p>(イ) 市街化調整区域内において実施される事業 (アの(ウ) に該当する事業を除く。)</p> <p>ウ 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業であって、その施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
9 新都市基盤整備事業	新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業	<p>ア 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域内において実施される事業</p> <p>(イ) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体</p>

		<p>として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>(ウ) 市街化調整区域内において実施される事業であって、その施行区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業（アの(イ)に該当する事業を除く。）</p> <p>(イ) 市街化調整区域内において実施される事業（アの(ウ)に該当する事業を除く。）</p> <p>ウ 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業であって、その施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
<p>10 流通業務団地造成事業</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域内において実施される事業</p> <p>(イ) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>(ウ) 市街化調整区域内において実施される事業であって、その施行区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その施行区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業（アの(イ)に該当する事業を除く。）</p> <p>(イ) 市街化調整区域内において実</p>

		<p>施される事業（アの（ウ）に該当する事業を除く。）</p> <p>ウ 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業であって、その施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
1 1 宅地 開発事業	<p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として同条第11項に規定する第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行われるものを除く。）として実施される事業（6の項から10の項までの中欄に掲げる事業の要件のいずれかに該当するもの及び同法第29条第10号又は第11号に該当するものを除く。）</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する事業であって、その開発区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>（ア）市街化区域内において実施される事業</p> <p>（イ）市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>（ウ）市街化調整区域内において実施される事業であって、その開発区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その開発区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>（ア）市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業（アの（イ）に該当する事業を除く。）</p> <p>（イ）市街化調整区域内において実施される事業（アの（ウ）に該当する事業を除く。）</p> <p>ウ 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業であって、その施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
1 2 レクリエーション施設 用地造成 事業	<p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として同条第11項に規定する第二種特定工作物（墓園を除く。）の建設の用に供する目的で行われるものに限る。）として実施される事業（同法第29条第10号又は第11号に該当するものを除く。）であって、主として総合運動場、総合遊園地、ゴルフ場その他の</p>	<p>ア 次のいずれかに該当する事業であって、その開発区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>（ア）市街化区域内において実施される事業</p> <p>（イ）市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業であって、市長が別に定める基準に適</p>

	<p>運動・レジャー施設の設置の用に供する目的で実施されるもの</p>	<p>合するもの</p> <p>(ウ) 市街化調整区域内において実施される事業であって、その開発区域が市街化区域に隣接し、かつ、市長が別に定める基準に適合するもの</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その開発区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 市街化区域及びこれと接続する市街化調整区域において一体として実施される事業</p> <p>(アのイ) に該当する事業を除く。</p> <p>(イ) 市街化調整区域内において実施される事業 (アのウ) に該当する事業を除く。</p> <p>ウ 事業の開発区域に特定区域が含まれる事業であって、その開発区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>
<p>1 3 工場の新設又は増設</p>	<p>(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場(以下「特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を除く。)の事業(当該特定工場の敷地内において火力発電所の設置の工事(3の項の(1)の中欄に掲げる事業の要件に該当し、かつ、同項の(1)の右欄に掲げる事業の規模以上であるものに限る。)が当該新設の事業と併せて実施されるときは、当該工事に係る部分を除く。)</p>	<p>1日当たりの排水量(一過性冷却水の排水量を除くものとし、工期を分割する場合(当該新設の事業の着手後5年以内に増設(工作物の改築を含む。)する場合を含む。)にあつては、全体量とする。)が10,000立方メートル以上であるもの及び重油の総発熱量に換算(重油の総発熱量を1リットル当たり40,500キロジュールとし、重油の密度を1リットル当たり0.9キログラムとして換算するものとする。以下同じ。)をした1時間当たりの燃料使用量(工期を分割する場合(当該新設の事業の着手後5年以内に増設する場合を含む。)にあつては、全体量とする。)が20トン以上であるもの</p>
	<p>(2) 特定工場の増設の事業(当該特定工場の敷地内において火力発電所の設置又は変更の工事(3の項の(1)又は(2)の中欄に掲げる事業の要件に該当し、かつ、同</p>	<p>1日当たりの排水量(一過性冷却水の排水量を除くものとし、工期を分割する場合(当該増設の事業の着手後5年以内に増設する場合を含む。)にあつては、全体量とする。)が1</p>

	項の(1)又は(2)の右欄に掲げる事業の規模以上であるものに限る。)が当該増設の事業と併せて実施されるときは、当該工事に係る部分を除く。)	0,000立方メートル以上増加するもの及び重油の総発熱量に換算をした1時間当たりの燃料使用量(工期を分割する場合(当該増設の事業の着手後5年以内に増設する場合を含む。)にあつては、全体量とする。)が20トン以上増加するもの
1 4 終末処理場の新設又は増設	(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)の新設の事業	敷地の面積が15ヘクタール以上であるもの及び計画処理人口が20万人以上であるもの
	(2) 終末処理場の増設の事業	敷地の面積が15ヘクタール以上増加するもの及び計画処理人口が20万人以上増加するもの
1 5 し尿処理施設の新設又は増設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項のし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力(当該施設が中水道施設(汚水を浄化して再利用するための施設をいう。)である場合にあつては、当該施設の処理能力に100分の1を乗じて得た数値とする。以下この項において同じ。)が100キロリットル以上であるもの
	(2) し尿処理施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力が100キロリットル以上増加するもの
1 6 廃棄物焼却等施設の新設又は増設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)を焼却することにより処理するための施設(以下「廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力が100トン以上であるもの
	(2) 廃棄物を熔融することにより処理するための施設(以下「廃棄物熔融施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力が100トン以上であるもの
	(3) 廃棄物焼却施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力が100トン以上増加するもの
	(4) 廃棄物熔融施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力が100トン以上増加するもの

<p>1 7 砂利等採取事業</p>	<p>(1) 砂利（砂及び玉石を含む。）又は岩石（採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石をいう。）の採取の事業</p>	<p>ア 採取場の区域の面積（工期を分割する場合（採取の開始後10年以内に区域を拡大する場合を含む。）にあつては、全体の区域の面積。以下同じ。）が30ヘクタール以上であるもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であつて、その採取場の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業</p> <p>(イ) 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第2条第1号に規定する自然公園（以下「自然公園」という。）の区域内で実施される事業（同条例第13条第7項の行為として実施されるものを除く。）</p> <p>(ウ) 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）の区域内において実施される事業（同法第10条の2第1項ただし書に該当する場合及び（ア）又は（イ）に該当するものを除く。）</p>
	<p>(2) 千葉市土の採取計画の認可に関する条例（平成28年千葉市条例第19号）第2条第1項に規定する土の採取の事業</p>	<p>ア 採取場の区域の面積が30ヘクタール以上であるもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であつて、その採取場の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業</p> <p>(イ) 自然公園の区域内で実施される事業（千葉県立自然公園条例第13条第7項の行為として実施されるものを除く。）</p> <p>(ウ) 地域森林計画対象民有林の区域内において実施される事業（森林法第10条の2第1項ただし書に該当する場合及び（ア）又は（イ）に該当するもの</p>

		を除く。)
18 土砂等の埋立て等の事業	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第2条第2号に規定する特定事業である事業（同条例第9条第2号に該当するもの、法対象事業の一部として実施されるもの及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農用地等を改良するために実施されるものであって、市長が特に認めたものを除く。）	<p>ア 埋立て等に供する区域の面積（以下「埋立面積」という。）が40ヘクタール以上であるもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>イ 次のいずれかに該当する事業であって、その埋立面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>(ア) 事業の施行区域に特定区域が含まれる事業</p> <p>(イ) 自然公園の区域内で実施される事業（千葉県立自然公園条例第13条第7項の行為として実施されるものを除く。）</p> <p>(ウ) 地域森林計画対象民有林の区域内において実施される事業（森林法第10条の2第1項ただし書に該当する場合及び(ア)又は(イ)に該当するものを除く。）</p>

備考

- 1 「特定区域」とは、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域の区域をいう。
- 2 17の項の(1)の右欄のイ(ア)、同項の(2)の右欄のイ(ア)及び18の項の右欄のイ(ア)において、事業の施行区域に特定区域が含まれる事業には、首都圏近郊緑地保全法第7条第4項の行為として行われるものを除く。

計画段階環境配慮書提出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

千葉市計画段階環境影響評価実施要綱第6条の規定により、別添のとおり計画段階環境配慮書を提出します。

対象事業計画の名称				
対象事業計画の種類 及び規模				
対象事業計画の目的				
対象事業計画の内容				
対象事業計画が実施されるべき区域及びその周囲の概況				
この書類に関する連絡先 担当者	所在地			
	所属		電話番号	
	氏名		F A X	
	電子メールアドレス	@		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

見 解 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

千葉市計画段階環境影響評価実施要綱第8条の規定により述べられた意見の概要及び当該意見に対する見解は、次のとおりであり、同要綱第9条第1項の規定により見解書を提出します。

対象事業計画の名称					
意見書に記載された意見の概要		意見書に記載された意見に対する見解			
この書類に関する連絡先	所在地				
	担当者	所属		電話番号	
		氏名		F A X	
	電子メールアドレス				@

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。